



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 **綜研化学株式会社**
代表者名 代表取締役社長 中島 幹
(J A S D A Q ・ コード番号 4 9 7 2)
問合せ先 経営管理部
人事総務担当部長 阿部 英紀
TEL 03 - 3983 - 3171
FAX 03 - 3988 - 9216

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 2 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記の通りお知らせ致します。なお、網掛け部分()が訂正箇所であります。

記

【訂正前】

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。

- 当社の発行する株式の総数は、現行定款第 5 条(発行する株式の総数)に 2,400 万株と定められておりますが、平成 16 年および平成 18 年の増資に伴い、発行済株式の総数が 830 万株となりましたので、将来の資本調達に備えて、発行する株式の総数を 3,320 万株に変更するものであります。
- 単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- 株主総会参考書類等のインターネットによる開示を可能とするため、変更案第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- 取締役会において機動的な意思決定を可能とするため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会)第 4 項を新設するものであります。
- 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行新設、みなし規定の追加など、全般にわたって所要の変更を行います。

(2) その他、この機会に全条文を見直し、一部条文の新設、文言の追加等を行います。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(<u>1 単元</u>の株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>1 単元</u>の株式数は100株とする。</p> <p>当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず</u>、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

【訂正後】

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。

■ 単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

■ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示を可能とするため、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

■ 取締役会において機動的な意思決定を可能とするため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第26条(取締役会)第4項を新設するものであります。

■ 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行新設、みなし規定の追加など、全般にわたって所要の変更を行います。

(2) 当社の発行する株式の総数は、現行定款第5条(発行する株式の総数)に2,400万株と定められておりますが、平成16年および平成18年の増資に伴い、発行済株式の総数が830万株となりましたので、将来の資本調達に備えて、発行する株式の総数を3,320万株に変更するものであります。

(3) その他、この機会に全条文を見直し、一部条文の新設、文言の追加等を行います。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(<u>1 単元</u>の株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>1 単元</u>の株式数は100株とする。</p> <p>当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず</u>、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>